

## 平成24年稲敷市農業委員会第2回総会

[2月20日]

- 
- |       |   |
|-------|---|
| 日程 1  | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程 2  | 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について               |
| 日程 3  | 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について                 |
| 日程 4  | 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について               |
| 日程 5  | 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について                                |
| 日程 6  | 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について                      |
| 日程 7  | 報告第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について                    |
| 日程 8  | 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について                     |
| 日程 9  | 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について                  |
| 日程 10 | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について                    |
| 日程 11 | 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について                             |
| 日程 12 | 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について<br>(利用権設定)             |
| 日程 13 | 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について<br>(利用権転貸)             |
| 日程 14 | 議案第7号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について |

---

### 本日の会議に付した事件

- |       |                |
|-------|----------------|
| 日程 1  | 会議録署名議員の指名について |
| 日程 2  | 報告第1号          |
| 日程 3  | 報告第2号          |
| 日程 4  | 報告第3号          |
| 日程 5  | 報告第4号          |
| 日程 6  | 報告第5号          |
| 日程 7  | 報告第6号          |
| 日程 8  | 議案第1号          |
| 日程 9  | 議案第2号          |
| 日程 10 | 議案第3号          |

- 日程 1 1 議案第 4 号  
日程 1 2 議案第 5 号  
日程 1 3 議案第 6 号  
日程 1 4 議案第 7 号
- 

#### 出席委員

1 番	井戸賀	吉 男 君	1 7 番	澤 邊	雅 之 君
2 番	沖野谷	秀 雄 君	1 8 番	宮 本	善 助 君
3 番	飯 塚	幸 一 君	1 9 番	村 山	文 雄 君
4 番	千 勝	忠 君	2 0 番	坂 本	一 雄 君
5 番	保 科	進 君	2 1 番	山 田	重 一 君
6 番	川 島	昇 君	2 2 番	秋 本	精 一 君
7 番	高 須	一 郎 君	2 3 番	横 田	裕 康 君
8 番	篠 崎	惣 壽 君	2 4 番	加 納	昭 君
9 番	栗 山	文 雄 君	2 5 番	松 本	文 雄 君
1 0 番	濱 田	昭 一 君	2 6 番	沼 崎	享 君
1 1 番	吉 岡	一 仁 君	2 7 番	濱 田	孟 君
1 2 番	横 田	梯 次 君	2 8 番	青 宿	昌 夫 君
1 3 番	内 埜	新 也 君	2 9 番	鈴 木	重 義 君
1 4 番	野 口	隆 雄 君	3 0 番	黒 田	久 良 之 進 君
1 5 番	篠 崎	文 夫 君	3 1 番	高 城	貞 雄 君
1 6 番	古 澤	真 和 君	3 2 番	根 本	卓 明 君

---

#### 欠席委員

なし

---

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	森 川	春 樹
農業委員会事務局長補佐	永 長	妥 啓
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝 行
農業委員会事務局主査	高 橋	涉

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

1月31日（火） 平成23年度「地域の農地と担い手を守り活かす」運動推進大会  
於 水戸市 県民文化センター  
出席者 加納会長、吉岡会長代理、秋本委員、村山委員、  
森川事務局長

- 2月 1日(水) 平成23年度稲敷地域アグリフォーラム  
於 龍ヶ崎市文化会館  
出席者 加納会長、吉岡会長代理、秋本委員、村山委員、  
井戸賀係長
- 2月 7日(火) 稲敷市地域農業再生協議会臨時総会  
於 東庁舎3階第1会議室  
出席者 加納会長、森川事務局長
- 2月15日(水) 農業委員会稲敷郡協議会全員研修会  
於 河内町農村環境改善センター  
出席者 加納会長ほか農業委員18名、森川事務局長
- 

午後3時05分開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから平成24年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。全員出席であります。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は9番栗山文雄委員、10番濱田昭一委員、両名を指名いたします。

---

#### 日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長(加納 昭君) それでは審議に入ります。報告第1号、農地法第3条第1項第13

号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、曲淵字居下ほか1地区、田6筆、7,277平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、上根本字蓮和田、田3筆、2,707平方メートルでございますが、同じく、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

受理番号3番、上根本字蓮和田、田1筆、335平方メートルでございますが、これも同じく、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

### 日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、2ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、浮島字関谷ほか1地区、田11筆、畑1筆、計12筆、12,127平方メートルでございますが、平成22年9月9日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、清久島字清久島、田3筆、5,898平方メートルでございますが、平成23年10月26日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番、鳩崎字新田ほか2地区、田2筆、畑2筆、計4筆、5,892平方メートルでございますが、平成23年7月4日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は

ないものであります。

次に、3ページから4ページになります。

受理番号4番、柏木字堂下ほか14地区、田9筆、畑31筆、計40筆、30,186平方メートルでございますが、平成23年11月28日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号5番、佐原組新田字高丸ほか1地区、田12筆、16,587平方メートルでございますが、平成23年10月22日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

5ページをお開き願います。

受理番号6番、結佐字結佐ほか2地区、田14筆、畑2筆、計16筆、23,155平方メートルでございますが、平成15年8月23日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号7番、高田字須賀ほか3地区、田8筆、畑4筆、計12筆、18,112平方メートルでございますが、平成23年12月10日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

6ページをお開き願います。

受理番号8番、沼田字北須賀ほか5地区、田1筆、畑10筆、計11筆、7,265平方メートルでございますが、昭和57年3月2日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

#### 日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、7ページから8ページになります。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてで

ございます。

受理番号1番、佐原組新田字佐原組ほか3地区、田19筆、31,280平方メートルでございますが、賃借人が経営規模を縮小するため合意解約するものでございます。

受理番号2番、浮島字水田、田1筆、2,015平方メートルでございますが、賃貸人が耕作者を変更するため合意解約をするものでございます。

受理番号3番、本新、田5筆、畑1筆、計6筆、26,891平方メートルでございますが、賃貸人が自分で耕作をするため合意解約するものでございます。

受理番号4番、四ツ谷字中割ほか5地区、田17筆、18,978平方メートルでございますが、賃借人が人員不足のため合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 10ページをお開き願います。

報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、上之島字上ノ島、田1筆、199平方メートルでございますが、震災により倒壊した農業用作業場を自己所有地に新たに建築するもので、農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものでございます。なお、添付すべき書類等は事務局で確認をした結果、問題はないものであります。

次に、受理番号2番及び3番を一括してご報告いたします。

受理番号2番、駒塚字戸上、畑1筆、1平方メートル、受理番号3番、高田字矢ノ上、畑1筆、47.37平方メートルでございますが、株式会社NTTドコモ茨城支店が移動通信用基地局の設備設置のため、賃貸借権の設定を行うものです。農地法施行規則第53条第14号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認をした結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第5号、民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 11ページから14ページにかけてでございます。報告第5号、民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、関東信越国税局より照会があったものでございます。駒塚字境田ほか14地区、田17筆、畑20筆、計37筆、18,949平方メートルでございますが、2月17日、担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果、申請地のうち一筆については転用許可地であり実際に転用が行われているため「非農地」、そのほか36筆については、農地法の「農地」に該当いたしますので、買受適格者証明を要する旨報告いたしました。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

#### 日程7 報告第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第6号、稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、15ページから17ページにかけてでございます。

報告第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果についてでございます。

平成24年1月31日付、稲敷市選挙管理委員会委員長あて送付をいたしました。送付しました登載人数でございますが、16ページ及び17ページに記載のとおりでございます。稲敷市全体では、戸数が3,798戸、男性3,816人、女性2,413人、計6,229人でございます。対前年度比では、戸数、238戸減、男性が365人の減、女性が337人の減となっております。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

#### 日程8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 18 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買による所有権移転 8 件、競売による所有権移転 1 件、贈与による所有権移転 1 件、使用貸借権設定 1 件の計 11 件でございます。

受理番号 1 番、結佐字逆川ほか 2 地区、田 9 筆、計 15,886 平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。12 月 19 日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している認定農業者で、農業経営面積は 1,277 アール、農業従事日数は 200 日でございます。所有の農地について、休耕地はなく違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター 3 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 2 台、農業用トラック 1 台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 2 番、手賀組新田字伊佐部、田 2 筆、計 3,010 平方メートルについてでございますが、1 月 19 日、水戸地方裁判所竜ヶ崎支部が行った不動産競売において、不動産の最高価買受人になったものであります。受人の農地法第 3 条に係る買受証明願に対する証明書の交付につきましては、11 月定例総会の議案第 2 号で審査し交付しているものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 3 番、浮島字内妙岐ほか 1 地区、田 8 筆、計 11,189 平方メートルについてでございますが、渡人は農業者年金受給のため、受人である後継者と使用貸借権を設定し農業経営を移譲するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

19 ページをお開き願います。

受理番号 4 番、佐原組新田字佐原組、田 1 筆、717 平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営者ではないため耕作できる者に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 5 番、本新、田 1 筆、畑 1 筆、計 2 筆、計 16,832 平方メートルについてでございますが、渡人は、農業経営の後継者に農地を贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたし



ました。

受理番号6番についてですが、譲渡人の年齢を62歳に訂正願います。太田字三十枚田、田1筆、581平方メートルについてでございますが、渡人は、耕作者に農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、高田字御城、田1筆、143平方メートルについてでございますが、渡人は、受人の要望により農地を譲渡するものであります。受人は自作地に隣接しており耕作に便利のため受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号8番、高田字御城、田1筆、畑1筆、計2筆、計734平方メートルについてでございますが、渡人は、受人の要望により農地を譲渡するものであります。受人は自作地に隣接しており耕作に便利のため受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

20ページをお開き願います。

受理番号9番、高田字御城、田2筆、畑2筆、計4筆、計994平方メートルについてでございますが、渡人は、受人の要望により農地を譲渡するものであります。受人は自作地に隣接しており耕作に便利のため受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号10番、高田字沖、田1筆、293平方メートルについてでございますが、渡人は、受人の要望により農地を譲渡するものであります。受人は自作地に隣接しており耕作に便利のため受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号11番、高田字御城、田1筆、86平方メートルについてでございますが、渡人は、受人の要望により農地を譲渡するものであります。受人は自作地に隣接しており耕作に便利のため受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号の受理番号1番から11番の説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番については、農林振興公社の案件ですので、調査報告を省略いたします。

受理番号2番については、買受適格者証明の交付時に審査済みですので調査報告を省略いたします。

まず、受理番号3番及び4番を24番加納より報告いたします。

○24番(加納 昭君) 受理番号3番について報告いたします。

2月16日に、受人及び渡人宅において事務局が調査を行い、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稲、いちごを栽培している認定農業者で、農業経営面積203アール、農作業従事日数は300日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしておりますので問題はないものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

続けて、受理番号4番について報告いたします。

2月17日に、受人に直接聞き取り調査をいたしました。渡人とはなかなか連絡が取れなくて直接話ではできませんでしたが、受人と直接話をして、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、水稲を栽培している認定農業者で、農業経営面積は736アール、農作業従事日数は250日でございます。所有の農地については、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機2台、あと耕運機1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしておりますので問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) では、次に受理番号5番について野口委員より報告願います。

○14番(野口隆雄君) 14番野口です。受理番号5番について報告いたします。

2月18日に受人に聞き取り調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者で、農業経営面積は168アールです。農作業従事日数は210日で、所有の農地について休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており問題はございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(加納 昭君) では、次に受理番号6番について濱田昭一委員より報告願います。

○10番(濱田昭一君) 10番濱田です。受理番号6番について報告いたします。

2月17日に受人及び渡人と聞き取り調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稲を栽培しており、農業経営面積は135アール、農作業従事日数は200日でございます。所有の農地については、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思われませんが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(加納 昭君) では次に、受理番号7番から11番について篠崎惣壽委員より報告

願います。

○8番(篠崎惣壽君) 8番篠崎です。

受理番号7番について、これは、隣接する土地に、渡人の土地があったものですから買いたいということで受人から連絡がありました。調査の結果、報告書のとおりです。

8番から11番までの4件については、これも受人から話がありまして、各渡人の方に確認をしましたところ問題ないものであります。

○議長(加納 昭君) はい、これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加納 昭君) それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程9 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長(井戸賀輝行君) 21ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付について1件でございます。

受理番号1番、競売物件、神宮寺字道向、畑1筆、925平方メートルについてでございますが、申請人は自宅付近の農地が競売になったため、農業経営規模拡大を目的に競売参加を希望しています。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認しました。

以上で、議案第2号の受理番号1番の説明を終ります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告を

お願いいたします。受理番号1番について秋本委員より報告お願いいたします。

○22番（秋本精一君） 22番、秋本です。受理番号1番について報告します。

2月11日に申請人に聞き取り調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は、主に水稻、ねぎ、落花生を栽培している農業者で、農業経営面積は79アールです。農作業従事日数は120日でございます。所有の農地については、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しており、田植機は東ヤンマーからの借り入れです。以上調査の結果、報告書のとおりで、申請人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 22ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてでございます。

受理番号1番、佐原下手字下手、田3筆、計4,259平方メートルについてでございますが、申請人は金属資源リサイクル工場を営む法人で、既存の工場敷地を拡張し、工場及び倉庫を増設するものであります。増設する工場は鉄骨造平屋建て1棟、1,014.57平方メートル、倉庫は鉄骨造平屋建て1棟、578.57平方メートルとなっており、場内はコンクリート舗装となっております。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域地区除外申請中であり、敷地拡張部分での上下水は未使用、雨水は水路へ放流と

なっております。農地区分は第1種農地、立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。2月16日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、浮島字水田、畑1筆、344平方メートルについてでございますが、申請人は自動車修理・販売を営む者で、販売用の中古車展示場に利用するものであります。展示場は採石敷で、展示台数は10台、プレハブの物置9.91平方メートル、1棟を設置します。申請地は、非線引き区域で農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。上下水は未使用、雨水は自然浸透式となっております。農地区分は第1種農地、立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされている、と考えられます。2月17日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、犬塚字原平、畑1筆、517平方メートルについてでございますが、申請人は茨城県が行う県道江戸崎・阿見線の拡幅工事による公共移転により、自己用住宅を建築するものであります。建築物は、木造2階建て住宅164.16平方メートル1棟、木造平屋建て物置45.59平方メートル1棟でございます。申請地は、市街化調整区域で農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。上水は公共水道、下水は公共下水道に接続、雨水は自然浸透式となっております。農地区分は第2種農地、立地基準は第2種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。2月16日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について保科委員より報告願います。

○5番（保科 進君） 5番保科です。受理番号1番について報告いたします。

去る17日に坂本委員と黒田委員、それと事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、工場用地として利用するもので周辺農地に迷惑をかけないことから問題はないものと思われまます。また、添付書類等を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 続きまして、受理番号2番について山田委員より報告願います。

○21番（山田重一君） 21番山田です。受理番号2番について説明いたします。

去る17日に濱田委員と事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、自動車展示場として利用するもので周辺農地に迷

惑をかけないことから問題はないものと思われます。また、添付書類その他確認いたしましたが問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 続いて、受理番号3番について横田悌次委員より報告願います。

○12番（横田悌次君） 12番の横田です。

受理番号3番について、去る14日に篠崎委員と事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、自己用住宅用地として利用するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないものと思われます。また、添付書類などを確認いたしましたが問題はありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決いたします。本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

---

## 日程 11 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 会議を再開します。続きまして、議案第4号、現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 23ページをお開き願います。議案第4号、現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番、下須田字東、田3筆、2,677平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。水戸地方裁判所竜ヶ崎支部で行われた不動産競売で買受適格証明を要しない物件を買い受けした買受人が地目変更を行うための申請でございます。なお、撮影年月日、平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と当時

の物件目録が提出されています。

受理番号2番、浮島字内発句、畑2筆、827平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。龍ヶ崎裁判所で行われた不動産競売で買受適格証明書を要しない物件を買い受けした買受人が地目変更するための申請でございます。撮影年月日、平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と物件目録が提出されています。

受理番号3番、堀川字丑新田、畑1筆、835平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和56年の土地改良以前の昭和44年頃から宅地として利用されております。撮影年月日、昭和44年4月28日の国土地理院の空中写真証明書の添付と経緯書が提出されています。

受理番号4番、羽賀字遠原、畑2筆、1,489平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。平成元年頃から牛舎及び農業用倉庫として利用しており、農振農用地区域内の用途変更と併せて地目変更するための申請でございます。撮影年月日、平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と経緯書が提出されています。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

まず、受理番号1番について黒田委員より報告願います。

○30番（黒田久良之進君） 30番黒田です。それでは受理番号1番について私の方からご説明申し上げます。

去る16日、坂本委員と保科委員、それと事務局2名で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました結果、事務局の説明どおり間違いなく、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の航空写真と併せて確認をいたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないものと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） 次に、受理番号2番について濱田孟委員より報告願います。

○27番（濱田 孟君） 27番濱田です。

受理番号2番について、去る17日、山田委員と高須委員、それと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、昭和60年頃より住宅の敷地として利用されており、登記事項証明書と平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の航空写真と併せて確認をいたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では次に、受理番号3番について川島委員より報告願います。

○6番（川島 昇君） 6番川島です。

受理番号3番について、去る17日、古澤委員、千勝委員、事務局で、申請書類の審査並

びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり間違いはなく 20 年以上前から住宅敷地として利用されており、昭和 44 年 4 月 28 日撮影の国土地理院発行の航空写真と併せて確認をいたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では次に、受理番号 4 番について青宿委員より報告願います。

○28 番（青宿昌夫君） 28 番青宿です。受理番号 4 番についてご説明いたします。

去る 16 日、横田委員、篠崎委員と事務局、あと私、時間的ずれはありますがそれぞれ申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20 年以上前から牛舎、倉庫敷地として利用されており、平成 2 年 11 月 5 日撮影の国土地理院発行の航空写真と併せて確認をいたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないものと思われま。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めま。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めま。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第 4 号、現況証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めま。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程 12 議案第 5 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 5 号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。なお、議事参与制限に該当する案件がございますので、事務局は、受理番号 13 番から 17 番を除いて説明をお願いしま。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、24 ページをお開き願います。議案第 5 号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定で、今回は、



再設定が7件、15筆で48,467平方メートル、新規設定が10件、41筆で109,715平方メートルについての利用権設定でございます。

受理番号1番、稲波字北区、田2筆、計14,280平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が3年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する農業者で、経営面積は182アール、年間農作業従事日数は100日となっております。

受理番号2番、駒塚字中田、田1筆、計6,026平方メートルについてでございますが、こちら再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する農業者で、経営面積は135アール、年間農作業従事日数は150日となっております。

受理番号3番、上根本字八寸堀、田2筆、計7,612平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が5年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する農業者で、経営面積は227アール、年間農作業従事日数は200日となっております。

受理番号4番、岡飯出字岡飯出ほか1地区、田2筆、計11,363平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は672アール、年間農作業従事日数は210日となっております。

受理番号5番、柏木字柏木、田1筆、1,249平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、受理番号4番と同じ方でございます。

受理番号6番、八筋川字ト杭ほか1地区、田5筆、計7,290平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が3年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は940アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号7番、清水字前浦、田2筆、計4,319平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は813アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

受理番号8番、神宮寺字前原、畑1筆、568平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的はハウス、期間が5年、小作料10アール当たり現金10,000円でございます。設定を受ける者は、主に水稻、ぶどうを栽培する農業者で、経営面積は155アール、年間農作業従事日数は250日となっております。

受理番号9番、佐原組新田字高丸、田15筆、計26,278平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者は、主として水稻を作付する認定農業者で、経営面積は2,476アール、年間農作

業従事日数は300日です。

受理番号10番、下太田字外内郷ほか3地区、田7筆、計15,192平方メートルでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、水稻を栽培する認定農業者で、経営面積は446アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

続きまして、26ページをお開き願います。

受理番号11番、南太田字南、田2筆、計44,982平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米145キログラムです。設定を受ける者は、水稻、麦を作付する農業生産法人で、経営面積は4,159アール、農業専従者が3名、補助者3名で耕作しています。

受理番号12番、上之島字上ノ島、田5筆、計5,433方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が3年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する香取市の農業生産法人で、経営面積は1,868アール、農業専従者5名、補助者3名で耕作をしています。

以上12件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）の受理番号1番から12番までを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、受理番号1番から12番までについて、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。

続いて、受理番号13番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、沼崎委員が該当いたしますので、沼崎委員の退席を求めます。

（沼崎委員退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま、沼崎委員が退席しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、続きまして受理番号13番の説明

をさせていただきます。

受理番号13番、下根本字上沼ほか1地区、田5筆、計8,503平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は673アール、年間農作業従事日数は200日となっております。

こちらにつきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号の受理番号13番を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、受理番号13番について、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。審議が終了いたしましたので、沼崎委員の入室を許可いたします。

（沼崎委員復席）

○議長（加納 昭君） ただいま、沼崎委員が復席いたしましたので、審議を続けます。

続いて、受理番号14番から17番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、飯塚委員が該当しますので、飯塚委員の退席を求めます。

（飯塚委員退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま、飯塚委員が退席しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、続きまして受理番号14番から17番の説明をさせていただきます。議案書の26ページから27ページにかけてでございます。

受理番号14番、市崎字上荒田ほか1地区、田3筆、計5,734平方メートル、受理番号15番、市崎字下荒田、田1筆、373平方メートル、受理番号16番、市崎字下荒田、田1筆、664平方メートル、受理番号17番、幸田字立波、田1筆、2,008平方メートルについてでございますが、いずれも新規設定でございまして、利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、主に水稻やハウス野菜等を栽培する認定農業者で、経営面積が616アール、年間農業従事日数は250日でございます。

この4件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

と考えてます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号の受理番号14番から17番までを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、受理番号14番から17番について、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。審議が終了いたしましたので、飯塚委員の入室を許可いたします。

（飯塚委員復席）

○議長（加納 昭君） ただいま、飯塚委員が復席いたしましたので、審議を続けます。

---

### 日程13 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について

#### （利用権転貸）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第6号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、28ページをお開き願います。議案第6号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権転貸）についてでございます。今回は1件、新規設定で、稲敷市農業公社を介しての転貸でございます。

受理番号1番、西代字南田、田2筆、計6,193平方メートルについて、稲敷市農業公社を経由して転貸をするものでございます。新規設定で、利用目的は稲、期間は3年、小作料が、いずれも10アールあたり現金23,000円でございます。転貸を受ける者は、主に水稲を作付する農業者で、経営面積は409アール、年間農業従事日数は250日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了します。

これより質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。

---

日程 14 議案第 7 号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 7 号、一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 29 ページをお開き願います。

議案第 7 号、一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてでございます。

納税猶予の届出につきましては、租税特別措置法第 70 条の 4「農地等の贈与税猶予制度」、租税特別措置法第 70 条の 6「相続税の納税猶予制度」についてでございます。この制度は、納税猶予を受けている農地等の譲渡、貸与、又は耕作されていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては、3 年ごとに継続届出を税務署に提出するものでございますが、その添付書類で農業委員会から発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要となります。

平成 23 年 12 月 31 日現在の贈与税の納税猶予制度の適用者は 41 名で、今回継続届を提出する適用者は 12 名、相続税の納税猶予制度の適用者は 2 名で、今回継続届を提出する適用者は 1 名、合計 13 名でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号 1 番、2 番について沖野谷委員より報告願います。

○2 番（沖野谷秀雄君） 2 番沖野谷です。受理番号 1 番、2 番について報告いたします。

2 月 19 日に現地に行ってみりました。そして納税猶予を受けている農地が耕作されていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では次に受理番号 3 番を川島委員より報告願います。

○6 番（川島 昇君） 6 番川島です。受理番号 3 番について報告いたします。

受理番号 3 番につきましては、去る 17 日現地調査をし、納税猶予を受けている農地が耕作されていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、

ご報告いたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号4番、5番を千勝委員より報告願います。

○4番（千勝 忠君） 4番千勝です。受理番号4番、5番について報告させていただきます。去る17日に現地調査を行い、納税猶予を受けている農地が耕作されていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。よろしくご審議下さい。

○議長（加納 昭君） 次に、受理番号6番を栗山委員より報告願います。

○9番（栗山文雄君） 9番栗山です。

受理番号6番につきまして、去る15日現地調査をし、納税の猶予を受けている農地が耕作されていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告をいたします。

○議長（加納 昭君） では次に受理番号7番を篠崎惣壽委員より報告願います。

○8番（篠崎惣壽君） 8番篠崎です。受理番号7番について報告いたします。

去る2月17日に現地におきまして申請人から話しを伺いました。それで、耕作されていることを確認しましたので問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号8番を村山委員より報告願います。

○19番（村山文雄君） 19番村山です。受理番号8番について報告いたします。

去る2月17日に本人立会いのもと現地調査を行い、納税猶予を受けている農地が耕作されていることを確認いたしました。したがって、証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。よろしくご審議下さい。

○議長（加納 昭君） 受理番号9番から11番を宮本委員より報告願います。

○18番（宮本善助君） 18番宮本です。受理番号9番から11番について報告いたします。

2月16日に自宅を訪問し、ちゃんと耕作されているかどうかを確認いたしましたので、証明書の交付につきましては問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号12番については、私加納が報告します。

○24番（加納 昭君） 受理番号12番について報告いたします。

2月16日に、事務局が納税猶予を受けている農地につきまして耕作されていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第7号、一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成24年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時42分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長                    加 納                    昭                    ⑩

9 番委員                栗 山                    文 雄                ⑩

10 番委員               濱 田                    昭 一                ⑩